環境情報ニュースレター



平成理研株式会社

〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856番地3 TEL(028)660-1700代 FAX(028)660-1818 URL:http://www.heiseiriken.co.jp

<u>Vol.1 No.2 2005年1月 ダイジェスト</u>

水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改 正する件

平成十六年 環境省告示第七十九号

平成五年四月環境省告示第三十五号に定められた基準よりジメピペレート(S-1-メチル-1-フェニルエチルピペリジン-1-カルボチオアート)が削除され、新たにエチプロール(5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α 、 α 、 α -トリフルオ α -p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル)の基準値(0.1mg/l)とその分析法が追加されました。

作物残留に係る農薬登録保留基準を改 正する件

平成十六年 環境省告示第七十八号

昭和四十八年七月環境省告示第四十八号に定められた基準より、ジメピペレート (S-1-メチルー1-フェニルエチルピペリジン-1-カルボチオアート)、ブタフェナシル (1-(アリルオキシカルボニル)-1-メチルエチル 2クロロ-5-[1,2,3,6-テトラヒドロ-3-メチル 2,6-ジオキソ-4-(トリフルオロメチル)ピリミジン-1-イル]ベンゾアート)、アザフェニジン (2-(2,4-ジクロロ-5-プロプ-2-イニルオキシフェニル)-5,6,7,8-テトラヒドロ-1,2,4-トリアゾロ[4,3-a]ピリジン-3(2H)-オン)が削除されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令の一部を改正する政令

平成十七年 政令第五号

この政令の施行により、都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地においてその土地の形質変更により当該廃棄物に起因し、生活環境の支障が生じるおそれがあるものを指定地域として指定することが定められました。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 の一部を改正する政令

平成十六年 環境省令第三十号

身、付キジン類の測定には、これまで多大な時間と 費用が必要であり、迅速で低廉な簡易測定法の開 発が期待されていました。このたび環境省は中央 環境審議会答申を踏まえ、一部の身、付料シン類の測 定において、従来の高分解能か、スクロマトク、ラフ質量分 析法に加え、生物検定法による簡易測定法を用い ることが出来ることとしました。

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存 に関する法律施行令の一部改正する政令

平成十七年 政令第四号

絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の一部を改正しました。

追加: フジイロボウシインコ、コバタン、クモノスガメ、クリュサリド カルプス・デキピエンス(やしの一種)

削除: アラスカハクトウワシ、カトレイア・トリアナエイ(らんの一種)、 ヴァンダ・コエルレア(らんの一種)

クロコタ゛イル科のワニ、アフリカソ゛ウ、ミナミシロサイ等の譲渡規制や登録対象個体群の変更・追加。

特定化学物質等障害予防規則の一部改定 する省令ならびに測定基準および評価基準 の一部改正

この告示は平成 17年の4月1日より施行されます。作業環境評価基準が一部改正され、新たに対象となった1物質(三酸化砒素)を含む22物質の管理濃度が変更されます。

詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼ま たは営業担当までご連絡下さい。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
- ↑ プラント・工事・メンテナンス部門(排水処理・用水処理・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ボイラー・空調・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)











本社は環境マネジメントシステム IS014001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネシ・メントシステム